☆五月は憲法の誕生月

―六七歳になった憲法、その行方は？―

最近の世論調査に見る憲法に対する国民の意識

◇「憲法って、権力を縛り国民を守る法律だったんですね」・・・「立憲主義」という言葉の意味を知ったある主婦の声です。立憲主義を軽視する安倍さんの数少ない功績の一つかもしれません。

◇一方、自民党の改憲草案に対する国民の警戒感がここに来て非常に高まっています。ある新聞の世論調査では、昨年に比べて憲法を変えない方が良いが３７％から５０％に、９条を変えない方が良いが５２％から６４％に増加しています。他の新聞、ＮＨＫの調査でも同じ傾向です。

新たに出てきた「解釈改憲」「限定容認」

◇昨年、憲法改正の発議要件を国会の賛成３分の２から２分の１にしようとした安倍政権は「裏口入学と同じだ」と批判され、ならば今度は「解釈により憲法を変えよう」という新たな知恵を絞り出してきました。

◇集団的自衛権の行使容認に国民の６割以上が反対していると見るや、範囲を限定して認めるようにしようという知恵を出してきました。それにも批判が高いとみるや今度は個別的自衛権の範囲を拡大する知恵を出してきました。

◇アリの一穴という言葉があるように、そこから堅い堤防も崩れるのです。政府はここに来て、とにかく解釈で法律を変えられるようにするという既成事実作りに軸足を移してきたようにも見えます。

国民の健全な感覚こそ改憲阻止の防波堤

◇憲法を変えたい人たちは、裏口入学・解釈改憲・限定容認・範囲拡大など次から次へと知恵を絞って迫ってきます。ぼんやりしていると、ついそれならいいのではと思ってしまいがちです。

◇一点突破されるとこの国は、あと取り返しのつかない戦争や格差社会に落ちてゆく危険性があります。

◇六七歳になった憲法、まだまだ元気で働いてもらうためには、みなさんの健全な感覚と愛情こそ頼みの綱です。幸いここに来てようやく改憲意図の危険性が国民にわかって来たようです。これからもしっかり見はってゆきましょう。

二〇一四年五月十一日(日)　第五六七回憲法を守る平和行進
浜松市憲法を守る会　事務局　浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進　毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

〔ことば解説〕

・**解釈改憲**　＝憲法の読み方を変えて実質的に憲法を変えてしまおうという方法。正規の手続きでの改憲が難しいので編み出された方法。これを「解釈壊憲」と言う人もいる。

・**集団的自衛権**＝自分の国が攻められていないのに、同盟国が攻められたら、出かけて行って武力攻撃する権利。国民の６割以上が反対している。政府は範囲を狭めて理解してほしいと言っている（＝**限定容認**）。しかし範囲は不透明。

・**個別的自衛権**＝実際に日本が武力攻撃された場合、他に防ぐ方法がないなら最小限の武力で自衛する権利。これは９条があっても国民の多くは認めている。最近政府は、この権利を拡大して攻撃されていなくてもそうだと思ったら攻撃するよう解釈を広げようとしている。